

議案第51号

鳥取県環境影響評価条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境影響評価条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

目次

第1章・第2章 略

第3章 配慮書（第4条の2—第4条の8）

第4章 方法書（第5条—第10条）

第5章 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）

第6章 略

第7章 略

第8章 略

第9章 略

第10章 略

第11章 略

第12章 略

第13章 略

附則

(定義)

第2条 略

目次

第1章・第2章 略

第3章 準備書の作成前の手続

第1節 方法書の作成等（第5条—第10条）

第2節 環境影響評価の実施等（第11条・第12条）

第4章 略

第5章 略

第6章 略

第7章 略

第8章 略

第9章 略

第10章 略

第11章 略

附則

(定義)

第2条 略

2 略

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして事業の種類ごとに規則で定める地域

4・5 略

第3章 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第4条の2 事業者は、対象事業に係る計画の立案の段階において、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該対象事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

2 略

3 この条例において「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき次に掲げる地域をいう。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして別表に掲げる事業の種類ごとに規則で定める地域

4・5 略

第3章 準備書の作成前の手続

(配慮書の作成)

第4条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) その他規則で定める事項

(配慮書の送付)

第4条の4 事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

(配慮書についての公告及び縦覧)

第4条の5 事業者は、配慮書を作成したときは、事業実施想定区域における計画段階配慮事項について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第4条の7 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、規則で定

めるところにより、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

第4条の8 知事は、前条の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による市町村長の意見を勘案し、前条の書類に記載された意見及び事業者の見解に配慮するとともに、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第4章 方法書

第1節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第5条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、前条第1項の意見を勘案して、対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第4条の3第4号に掲げる事項

(5) 前条第1項の意見

(6) 前号の意見についての事業者の見解

(7) 略

(8) その他規則で定める事項

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

(方法書の作成)

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 略

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第7号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第6号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容 (事後調査を実施しない場合は、その理由)
- (8) 略

第11条 事業者は、前条第1項の意見を勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第4章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2)～(6) 略
- (7) 事後調査の内容
- (8) 略

(9) その他規則で定める事項

第7章 評価書

第8章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第4条の4の規定による配慮書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第4条の4又は第6条に規定する地域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 略

(2) 第4条の3第2号又は第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 略

2 略

第5章 評価書

第6章 対象事業の内容の修正等

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第6条の規定による方法書の送付から第25条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事並びに第6条に規定する区域を管轄する市町村長及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 略

(2) 第5条第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 略

2 略

第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

(事後調査報告書についての公告及び縦覧)

第33条の2 事業者は、事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(事後調査報告書の作成等)

第33条 事業者は、事後調査を行ったときは、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(1)～(4) 略

2・3 略

第10章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第11章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第3条の7第1項の規定により意見を求められたとき、又は法第10条第1項若しくは第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正等の場合の手続)

第39条 法第3条の9第1項第2号又は第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

2 法第2条第3項に規定する第2種事業について法第4条第3項第2号の措置がとられた場合においてその事業が対象事業に該当するときは、法第3条の10第2項の規定により適用する法第3条の2から第3条の9までの規定により行われた配慮書の作成その

第8章 環境影響評価その他の手続に関する特例等

第9章 法の対象事業等に係る手続

(法の対象事業についての意見)

第38条 知事は、法第10条第1項又は法第20条第1項の意見を述べようとするときは、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

(法の対象事業の事業内容の修正の場合の手続)

第39条 法第30条第1項第2号に規定する場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の規定により行われた環境影響評価その他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

他の手続は、この条例の規定により行われたものとみなす。

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

第13章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

第10章 鳥取県環境影響評価審査会

第11章 雑則

(勧告及び公表)

第51条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 略

(2) 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を送付したとき。

(3)～(6) 略

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、事業者に対し、鳥取県行政手続条例（平成6年12月鳥取県条例第34号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与するものとする。

3 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第4条の8第2項、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、第4条の4若しくは第6条に規定する地域又は関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

(隣接県の知事との協議)

第52条 知事は、第6条に規定する地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、環境影響評価その他の手続に関して、当該地域を管轄する知事と協議するものとする。この場合においては、第10条第2項、第19条第2項及び第22条第2項中「市町村長」とあるのは、「市町村長（本県の区域に属しない地域を管轄する市町村長を除く。）」とする。

(市町村との関係)

第53条 略

2 前項の場合において、関係地域に当該市町村以外の区域が含まれているときは、当該市町村長は、環境影響評価その他の手続に関して、知事と協議しなければならない。

(適用除外)

第54条 略

2 第3章から第10章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(4) 略

別表（第2条関係）

(1)～(4) 略

(5) 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）及び風力発電所の設置及び変更の事業

(6)～(16) 略

2 第3章から第8章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1)～(4) 略

別表（第2条関係）

(1)～(4) 略

(5) 発電所の設置及び変更の事業

(6)～(16) 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県環境影響評価条例第3章の規定は、この条例の施行の日前に鳥取県環境影響評価条例第7条又は環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7条の規定による公告を行った事業については、適用しない。

3 改正後の鳥取県環境影響評価条例第33条の2の規定は、この条例の施行の日以後に鳥取県環境影響評価条例第25条の規定による公告を

行った事業について適用する。